

小岩田公民館使用料の徴収について

令和8年5月15日

小岩田町会長 雑賀

小岩田町会の皆様には日頃の町会の活動についてご理解頂きありがとうございます。

さて、令和8年度小岩田町会の総会時にもご案内いたしましたが、光熱費を含む物価の高騰により、去年は小岩田町会の収支は赤字となってしまいました。

特に公民館の光熱費は、大幅な上昇となっています。

その為今年度より、公民館の使用料を頂くことに決定しました。

個人や団体のサークル活動などに小岩田公民館を使用する場合、下記の料金を頂くことにしますので、よろしくご理解の程お願いいたします。

記

○ 使用料金

大ホール 午前中使用の場合 1,000 円 午後使用の場合 1,000 円

午前午後全日使用の場合 2,000 円

和室 午前中使用の場合 500 円 午後使用の場合 500 円

午前午後全日使用の場合 1,000 円

○ 徴収方法

下駄箱側面にある公民館使用記録帳の下に徴収箱を設置しました。

その箱に、徴収箱の脇に置いてある封筒に、使用日時、使用団体名、または個人名、金額

を明記の上使用料金を入れて、徴収箱に入れてください。

○ 実施時期

令和8年6月より

以上